

特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況（令和元年度）

令和2年8月
鎌ヶ谷市

I 目的

平成27年3月に策定し、平成28年4月に改定を行った「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に係る「鎌ヶ谷市特定事業主行動計画」（計画期間：平成27年度～令和元年度）について、これまでの取り組みや実績をフォローすることにより、本計画における取り組みを着実に実施することを目的として、実施状況を報告します。

II 実施状況

1 計画や子育て支援制度の周知に向けた取り組み

○平成28年3月に職員対象の「子育てガイドブック」を改訂し、庁内LANに掲載しました。子育てに関する各種制度（育児休業、部分休業、特別休暇等）や給与、共済組合の経済的支援、休業の取得モデル等について掲載しています。

2 妊娠中及び出産後における配慮

- 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇（母親学級、保健指導又は健康診査、通勤緩和）の制度について、ガイドブック等により周知しています。
- 令和元年度における母親学級へ参加するための特別休暇の取得率は、83.3%（対象の6人中5人）となりました。
- 令和元年度における保健指導・健康診査のための特別休暇の取得率は、92.3%（対象の13人中12人が取得）となりました。
- 令和元年度における通勤緩和のための特別休暇の取得人数は、1人でした。
- 令和元年度における子どもの授乳やその他の世話をするための特別休暇（育児時間）の取得率は、100%（対象の1人中1人）となりました。

3 子どもの出生時における父親の休暇等の取得の促進

- 新たに子どもが生まれた男性職員が「妻の出産の特別休暇」（3日）や年次休暇を取得するよう、通知やガイドブックを通じて取得促進を行いました。

◆「妻の出産の特別休暇」の取得状況

令和元年度中に「妻の出産の特別休暇」を取得した職員数 21人
 令和元年度中に妻が出産した男性職員（25人）の84.0%が取得しました。取得日数は、3日が19人、2日が2人、1日が0人でした。

4 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

○育児休業、部分休業、休業補償などの制度をガイドブックや庁内LANへの掲載等により周知しました。

◆育児休業の取得状況

年度		H 29	H 30	R1
取得者数 (年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数)	男	0人(14人)	0人(28人)	1人(25人)
	女	10人(10人)	8人(8人)	16人(16人)

取得期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	2年半以上
男	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女	0.0%	12.5%	37.6%	18.7%	12.5%	18.7%

◆育児休業取得期間

【目標 女性職員の育児休業（子の年齢が満2歳以上）取得率30%】

令和元年度・・・13.8%

令和元年度に育児休業を取得した職員（29人）のうち、子の年齢が満2歳以上になる職員数は4人でした。

◆部分休業

【目標 取得率30%】

令和元年度・・・30.0%

令和元年度に育児休業から復帰した職員（10人）のうち、部分休業を取得した職員数は3人でした。

5 時間外勤務の縮減

- 時間外勤務時間数の枠配分を行い、事務改善及び計画的な業務執行を促しています。(平成19年度～)
- 毎週水曜日を全庁一斉定時退庁日とする「ノー残業デー」を実施しています。(平成17年2月～)

◆時間外勤務時間数

【目標：対14年度比20%減 (H14 83,527)】

年度	H 29	H 30	R1
時間外勤務時間数	92,005	74,772	74,343
対14年度比	10.2%増	10.5%減	11.0%減

6 年次休暇の取得の促進

- 各所属において四半期ごとの休暇取得表の作成を行い、計画的に業務を執行し、休暇を取得しやすい環境を整備するための取り組みを行っています。(平成21年2月～)

◆年次休暇平均取得日数

【目標：14日】

	H 29	H 30	R1
平均取得日数	10日と3時間	11日と2時間	11日と2時間

令和元年度は、前年比で±0時間となりました。

7 子育て休暇の取得促進

- 平成22年4月から、従前の「子の看護休暇」を改正し、「子育て休暇」を新設しています。

子育て休暇とは、義務教育終了前の子を養育する職員が、その子の看護、健康診査、健康診断若しくは予防接種のため勤務しないことが相当であると認められる場合又はその子が在籍する学校等行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合に認められる休暇です。対象となる子が1人の場合は7日の範囲内、2人以上いる場合は10日の範囲内で取得できます。

◆子育て休暇の取得状況

令和元年度中に「子育て休暇」を取得した職員数 179人

令和元年度中に義務教育終了前の子を養育する職員(248人)のうち、72.2%が「子育て休暇」を取得しました。

8 採用における多様な人材の確保【平成28年度～】

- 公務に期待される能力を有する多くの優秀な女性を幅広く採用できるよう、積極的な採用活動に引き続き取り組みます。

◆職員に占める女性職員の割合（全職種）

【目標：35%】

	H30	H31	R2
女性職員割合	36.7%	37.2%	38.4%

令和2年度（4月1日時点）は、前年比で1.2ポイント増となりました。

◆採用した職員に占める女性職員の割合（全職種）

【目標：50%】

	H30	H31	R2
女性職員割合	60.5%	61.1%	54.1%

令和2年度（4月1日時点）は、前年比で7.0ポイント減となりました。

9 管理的地位に占める女性職員の割合【平成28年度～】

- 性別にかかわらない公正な人事評価や、管理的地位にある職員への女性の登用拡大に努めています。

◆管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

【目標：25%】

	H30	H31	R2
女性職員割合	20.7%	21.8%	23.1%

令和2年度（4月1日時点）は、前年比で1.3ポイント増となりました。